

情報教育部門活動報告

松本 豊司
佐藤 正英

1 はじめに

情報教育部門は、「情報教育の企画」「マルチメディア活用教育支援」「資格認定プログラム」を大きな柱として活動して来ました。この数年は、これらの活動指針に「ICTの活用」という視点が新たに加わっています。特に今年度は、「情報教育の企画」「マルチメディア活用教育支援」での活動に力を入れましたので、この2点での活動について報告します。

2 情報処理教育の企画

情報処理教育の企画では、必修の「情報処理基礎」に加えて共通教育の一般科目として「一歩進んだPC活用講座」や「ICT素材作成術」などの授業を開講しました。これらをより発展させるために、「情報処理応用」の開講も企画しました。以下では、これらの取り組みについて紹介します。

■一歩進んだPC活用講座

この授業は、1年生前期の必修授業「情報処理基礎」を受講した学生に文字通り一歩進んだPCの活用法を教える授業です。授業の前半では、必携PCにインストールされているMS Officeの便利な使い方を教え、後半では、習ったノウハウを使ったグループ課題を行い、最後に発表会を行うという授業構成としています。

アンケートにおいて学生は授業全体を図1に示すように良い評価をしています。

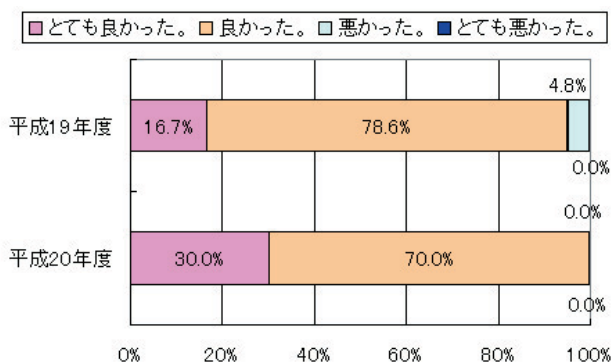


図1 アンケートに見る授業全体の評価

■ICT素材作成術

ICT素材作成術は、2年生以上を対象に必携PCの活用を促進するために開講した授業です。「術」とあるように、「色々便利で楽しいことが出来るから、とにかく使ってみよう!」という授業です。今年度は、Adobe PhotoshopとGIMPを用

いた写真の加工や、Windowsムービーメーカーを用いた簡単な動画の加工や編集について学習しました。

今年度は2年生以上を念頭としていたために受講生が少なかったのですが、自分が持っているPCに標準で装備されているソフトウェアやフリーソフトでも簡単に色々なことができることに受講生は興味を持っていたようです。この授業は授業内容を改善して今後も開講する予定です。

■情報処理応用

平成18年度に「情報処理基礎」を開始して以来、次年度で4年目になるため、各学類の2年生対象に必携PCを使う授業を選択科目として新規開講することを共通教育機構の情報グループで企画しました。残念ながら、平成21年度には準備が間に合わなかったため、既存の3授業を一般科目「情報処理応用 一歩進んだPC活用講座」、「情報処理応用 ICT素材作成術」、「情報処理応用 情報発信リテラシー」として開講し、「情報処理応用」の準備を進めることとしました。

3 マルチメディア活用教育の支援

マルチメディア活用教育の支援としては、平成18年度から進めている必携PC関連の活動と平成16年度から進めているe-Learning教材の開発、および今年度から始めたe-Learning講習会について紹介いたします。

■必携PC関連の活動

必携PCの取り組みは、次年度で4年目になります。これで学部生全員がPCを持ち、e-Learningのツールとして活用できる環境が整いました。一方、社会ではウルトラモバイルPC(UMPC)など新しいツールが出現しています。今後は、これらを本学の教育に取り込む検討を予定しています。

■e-Learning教材の開発

e-Learning教材の開発は、平成16年度から平成18年度に総合メディア基盤センターが中心となり取り組んだ現代GP以来取り組み続けている課題です。

現在ではFD・ICT教育推進室と連携して取り組んでおり、今年度は2件のモデル教材の開発と8件の重点作成教材を作成しました。重点教材作成に参加して下さる教員は、これまで自然科学系の教員の方が多かったのですが、人文・社会科学系の教員の方も徐々に増加しています。この取り組みに意欲的に参加して下さる教員の方も増えていきますので、来年度以降の予算の確保が出来れば、今後とも続けたいと考えています。

学術情報部門活動報告

笠原 禎也
高田 良宏

1 はじめに

学術情報部門は、「知的情報のデータベース化」、「知的情報の発信」、「データベース技術の研究」を柱に、全学的な展望に立って、学内に蓄積された種々の情報資産を統合的に管理・運用するデータベースや、これら情報資産を学内外に情報発信するシステムの研究開発・構築支援を行っています。以下に平成20年度の活動状況を報告します。

2 金沢大学総合データベース(仮称)計画

各講座・研究室で蓄積されている実験・計測データや写真・動画などの電子的学術資料を、本学保有の学術資産として一括管理・運用する「金沢大学総合データベース」(仮称)の構築・整備に取り組んでいます。現在までに、電子的学術資料を管理・公開するための共通プラットフォームを2種類開発し、それらを応用した公開システムの構築と試験運用を実現しています。

■デジタル学術情報リポジトリ

写真・動画などのコレクションや実験資料など、学内に蓄積されている電子資料を対象とした共通プラットフォーム(デジタル学術情報リポジトリ)を開発しました。このシステムは、附属図書館が運用する学術リポジトリ(KURA)で利用されているリポジトリプラットフォームのDSpaceを当部門で改良し、KURAでは取り扱われない電子学術資料用に最適化したものです。開発した共通プラットフォームを人間社会研究域の森雅秀教授が蓄積管理するアジアの宗教画像コレクション(アジア画像集成)(図1)とe-Learning素材データベースシステムに適用し試験公開中です。

■多様なアクセス制限に対応可能なWeb-DB管理システム

講座や研究室ごとにばらばらに管理されている公開用Web-DBシステムの一元的な管理・公開を可能とする共通プラットフォーム(多様なアクセス制限に対応可能なWeb-DB管理システム)を開発しました。開発した共通プラットフォームを実験・観測データの中でも大規模な地球環境観測データに適用し、「地球環境データベースシステム」として試験的に公開を行っています。

3 統合認証システム

本学で導入を検討しているシングルサインオン(SSO)環境の実験システムの構築・試験運用を行いました。さらに、



図1. アジア画像集成

国立情報学研究所(NII)が進める大学間ユーザ認証連携事業(UPKI)に参加し、UPKI認証基盤によるシングルサインオン実験システムの構築・試験公開を行いました。現在、これらの実験で得られた成果を基に、学内向けのシングルサインオン環境と大学間の連携認証環境の両方で利用可能な統合認証システムの検討を行っています。

4 学外とのDB連携システムの推進

愛媛大学と共同で、RSSを利用した実験・計測データの配信システムを構築しました。現在、太陽地球系計測データを対象に、実験運用を行なっています。

5 研究・開発

データベースの高度利活用のための研究・開発も積極的に進めています。次に示すデータベース関連技術について、実用システムへの応用を検討中です。

- ①大容量かつ多種多様なデータの統合管理
- ②データベースからの高度な検索・参照機能
- ③分散管理された異種データベース間の連携

表1. 主要研究テーマ一覧

- ・実験・計測データ(バイナリデータ)への自己記述型データフォーマットの採用
- ・データマイニング(データからの新事実発見)
- ・リポジトリおよびメタデータベース
- ・分散管理されたデータベースの統一認証・認可
- ・XMLなどによる異種データベース間の相互通信

■問合せ先:

学術情報部門 db-admin@gipc.kanazawa-u.ac.jp

情報基盤部門報告

大野 浩之
井町 智彦

1 情報戦略本部との連携

本年度、金沢大学に情報戦略本部が設置されました。これまで学内基幹ネットワーク整備や全学対象サービスは総合メディア基盤センターが担当してきましたが、今後は情報戦略本部と総合メディア基盤センターが連携し、名実共に全学的な事業として取り組んでいくことになります。

2 電子メールの動向

2008年は世界的に迷惑メールへの対策が進み、特に11月以降は学外からのメール到来量が減少傾向にあります。このことは金沢大学のメールチェックシステムに掛かる負担の軽減につながり、配送遅延などの発生確率は大きく減少しています。しかしながら、学外からの到来メールに占める迷惑メールの割合は依然として97%以上となっており、ユーザの皆様においてもこれまでと同じく、メールアドレスを安易にWeb等に公開しないなど、メールアドレスを迷惑メール発信者に収集されないための対策をお願いいたします。

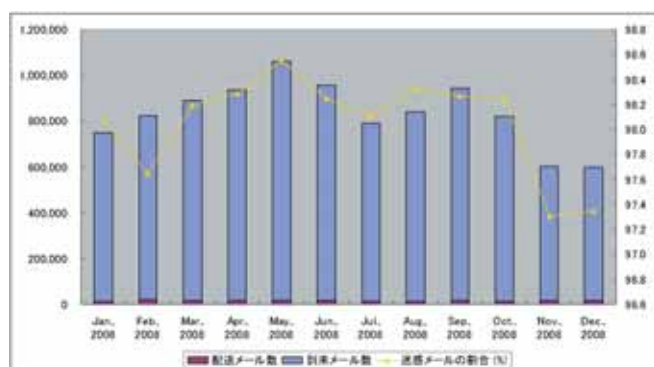


図1 学外からの到来メール数と迷惑メールの割合(一日あたり)

3 UPKIへの取り組み

国立情報学研究所が推進する最先端学術情報基盤(サイバー・サイエンス・インフラストラクチャ:CSI)事業の一環に、全国大学共同電子認証基盤構築事業(UPKI:University Public Key Infrastructure)があり、金沢大学もこれに参加しています。金沢大学で取り組んでいるものの一つに「サーバ証明書発行・導入における啓発・評価研究プロジェクト」があり、これは大学と国立情報学研究所の連携により、大学のサーバに対してSSLサーバ証明書の無償提供を実現するためのプロジェクトです。このプロジェク

トは2009年3月で一旦終了となりますが、同年4月より新規プロジェクトとして継続実施される予定です。これまでは総合メディア基盤センターにおいて試行を行ってきましたが、新規プロジェクトの開始時期を目処に、学内の一般サーバに対しても証明書の取得が行えるようにしていく予定です。

また、金沢大学が参加しているもう一つの事業に、「UPKIシングルサインオン(SSO)実証実験」があります。これはShibbolethと呼ばれる機構を用いた認証機構を各大学で準備し、そのユーザ認証機構であるIdP(Idプロバイダ)を国立情報学研究所の用意するフェデレーション機構で連携させることにより、大学の枠を超えた全国的なユーザ認証機構の実現を目的とするプロジェクトです。総合メディア基盤センターにおいてはこのプロジェクトの仕様に沿った認証機構を試験用に用意し、大学間連携の実証実験に参加するとともに、その構築・運用のノウハウ蓄積に努めて来ました。ここで蓄積したノウハウは学内におけるシングルサインオン環境の構築に大いに役立つものであり、その活用方法を検討しています。

4 その他、2008年度の主な取り組み

■情報機器室電源環境の再整備

基幹ネットワーク、全学サービスのための各種機器類が設置された情報機器室の電源環境について、大規模な改修を実施いたしました。今回は主に電源システムの再整理と停電時における発電機接続系の強化に重点をおき、工事停電時等におけるネットワークの安定性・耐障害性が大幅に向上しています。

■新OSへの対応強化

学内認証無線LAN、VPN、全学配布ウイルス対策ソフトウェア等について、Microsoft Windows Vista、Apple MacOS X 10.5(Leopard)等のOSに対し、一部対応が不十分だった点を改善しました。

総合メディア基盤センター活動報告

(平成20年4月から平成21年3月まで)

■総合メディア基盤センター教職員会議

平成20年度

- 第1回例会 (平成20年4月17日)
- 第2回例会 (平成20年5月15日)
- 第3回例会 (平成20年6月19日)
- 第4回例会 (平成20年7月17日)
- 第5回例会 (平成20年9月18日)
- 第6回例会 (平成20年10月16日)
- 第7回例会 (平成20年11月20日)
- 第8回例会 (平成20年12月18日)
- 第9回例会 (平成21年1月15日)
- 第10回例会 (平成21年2月19日)
- 第11回例会 (平成21年3月19日)

■シンポジウム等

第8回「金沢大学データベースフォーラム」平成21年3月19日

金沢大学情報セキュリティに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、金沢大学（以下「本学」という。）における情報セキュリティの維持及び向上に関する事項を定めることにより、本学の有する情報資産の保護及び効率的な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワークシステム 情報の流れを制御するルータ等の機器及び有線又は無線ネットワークをいう。
- (2) 情報資産 ネットワークシステム及びネットワークシステムに接続された情報機器並びにそれらで取り扱われる情報をいう。
- (3) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 情報セキュリティポリシー 本学における情報セキュリティに係る基本方針を定めた情報セキュリティ方針（以下「方針」という。）、方針に基づき遵守すべき基準を定めた情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）、及び対策基準に基づき具体的な対策手順を定めた情報セキュリティ対策実施手順書で構成された文書群をいう。
- (5) リスク分析 ネットワークシステムの脆弱性及び情報セキュリティを侵害された場合の影響の評価をいう。
- (6) 部局等 ネットワークシステム管理上、次のとおり区分された組織等をいう。

総合メディア基盤センター、人間社会学域（附属学校を含む）、理工学域、医薬保健学域、附属病院、自然科学研究科、法務研究科、がん研究所、附属図書館、共通教育機構及び事務局

(7) 利用者 本学が管理するネットワークシステムを用い、情報資産を利用し、又は扱うすべての者をいう。

(適用範囲)

第3条 情報セキュリティポリシーは、利用者及び次に掲げる情報資産等に適用する。

- (1) 本学が管理するネットワークシステム
- (2) 前号のネットワークシステムに接続された情報機器
- (3) 利用者が、本学の教育、研究その他の業務のために作成し、又は取得した情報で第1号のネットワークシステム又は前号の情報機器に記憶させたもの
- (4) 利用者が、本学の教育、研究その他の業務のため作成し、又は取得した情報で前号に該当しないもの
- (5) 前各号に係る設備及び物品を収容する施設等

(情報セキュリティ総括管理責任者)

第4条 本学に情報セキュリティ総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、副学長（情報担当）をもって充てる。

2 総括管理責任者は、本学の情報セキュリティに関する総括的な権限及び責任を有する。

(部局ネットワークシステム管理者)

第5条 部局等に部局ネットワークシステム管理者（以下「部局管理者」という。）を置き、総括管理責任者が指名する者をもって充てる。

2 部局管理者は、当該部局等の情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。

(情報セキュリティ対策部会)

第6条 本学の情報セキュリティの維持及び向上を図るため、情報セキュリティ対策部会を置く。

2 情報セキュリティ対策部会の組織、運営等に関し必要な事項は、方針で定める。

(ネットワークシステム管理部会)

第7条 本学のネットワークシステムの管理・運用を行うため、ネットワークシステム管理部会を置く。

2 ネットワークシステム管理部会の組織、運営等に関し必要な事項は、方針で定める。

(情報資産の保護)

第8条 ネットワークシステム管理部会長（前条第1項に規定するネットワークシステム管理部会の長をいい、以下「管理部会長」という。）及び部局管理者は、必要に応じ、利用者に対してリスク分析を求めることができる。

2 管理部会長及び部局管理者は、方針の定めるところにより、リスク分析の結果に基づいた適切な管理を実施しなければならない。

(情報セキュリティ侵害への対処)

第9条 本学の情報セキュリティに対する侵害が発生したとき又は本学から学外の情報セキュリティに対する侵害が発生したときは、総括管理責任者、管理部会長、部局管理者、利用者その他のネットワークシステム関係者は、対策基準の定めるところにより、適切に対処しなければならない。

(ネットワークの監視)

第10条 利用者は、ネットワークを通じて行われる通信を傍受してはならない。

2 総括管理責任者及び部局管理者は、セキュリティ確保のために、あらかじめ指名した者に、ネットワークを通じて行われる通信の監視（以下「監視」という。）を行わせることができる。

3 前項の指名を受けた者は、監視によって知り得た情報の内容を他の者に伝達してはならない。ただし、本学又は学外に対する重大な情報セキュリティ侵害を防止するために必要と認められる場合は、この限りではない。

4 第2項の監視の範囲及び手順、前項ただし書に該当した場合の伝達に係る手続及び要件、監視によって採取した記録の取扱いその他のネットワークの監視に必要な事項は、対策基準で定める。

(利用の記録)

第11条 情報機器の利用記録の採取及び取扱いについては、対策基準で定める。

(監査)

第12条 センター長は、情報セキュリティポリシーの実施状況に係る監査を行い、その結果を情報セキュリティ対策部会長に報告するものとする。

(点検)

第13条 部局管理者は、当該部局等における情報セキュリティポリシーの実施状況に関し、対策基準で定める点検を行い、センター長に報告するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、本学の情報セキュリティの維持及び向上に関し必要な事項は、方針又は対策基準で定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

金沢大学総合メディア基盤センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第10条第2項の規定に基づき、金沢大学総合メディア基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、金沢大学（以下「本学」という。）における情報教育支援、学術情報支援、情報基盤の整備及び情報システムの運用を行うことにより、本学のメディア基盤に係る教育研究の総合的推進及び情報技術の効率的活用を図ることを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、次に掲げる部門を置く。
情報教育部門
学術情報部門
情報基盤部門
2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。
(1) センター長
(2) 副センター長
(3) センター教員
2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。
2 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。
3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
4 センター長が欠けたときの補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
5 センター長の選考については、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターの教授のうちから、センター長が選考する。
2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠けたときはその職務を行う。
3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
4 前項の任期は、センター長の任期の終期を超えることができない。

(センター教員の選考)

第7条 センター教員の選考については、別に定める。

(教員会議)

第8条 センターに、金沢大学総合メディア基盤センター教員会議（以下「教員会議」という。）を置く。
2 教員会議は、次に掲げる事項を審議する。
(1) センター教員の選考に関する事項
(2) センターの予算及び概算要求に関する事項

(3) センターの中期目標、中期計画及び年度計画の策定並びに中期目標に係る事業報告書の作成に関する事項
(4) センターの運営に関する事項
(5) その他センターの教育又は研究に関する重要事項

(教員会議の組織)

第9条 教員会議は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) センター長
(2) センター教員（教授、准教授及び常時勤務の講師に限る。）
2 前条第2項第1号の事項を審議する場合は、金沢大学情報企画会議が推薦する当該企画会議委員若干人を加えるものとし、前項第2号の者については、准教授及び講師を除くものとする。

(教員会議の議長)

第10条 教員会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
2 議長は、教員会議を主宰する。
3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。

(会議)

第11条 教員会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 教員会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会)

第13条 教員会議に、専門の事項を審議するため、委員会を置くことができる。

(事務)

第14条 センターの事務は、情報部情報企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2 この規程の施行の後最初に任命されるセンター長の任期は、金沢大学学則附則第5項の規定により、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

金沢大学総合メディア基盤センター運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学総合メディア基盤センター（以下「センター」という。）の規程第15条に基づきセンターの管理運営実務に関し、必要な事項を定める。

(情報基盤の運用)

第2条 情報基盤の運用に関し必要な事項は、別に定める。

- (1) 金沢大学総合メディア基盤センター情報教育部門に関する内規
- (2) 金沢大学総合メディア基盤センター学術情報部門に関する内規
- (3) 金沢大学総合メディア基盤センター情報基盤部門に関する内規

(運用を阻害する行為に関する措置)

第3条 第2条に定める内規に違反した行為を見つけた者は、速やかにその概要について所属部局の管理者及びセンター長に報告しなければならない。

2 センター長は、前項の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の措置に関し必要な事項は、別に定める。

(センター外教育研究等支援設備の設置)

第4条 センター以外に教育研究等支援設備（以下、支援設備と呼ぶ。）を設置することができる。設置する場合は、センター教員会議の議を経てセンター長が承認する。

2 センター外の予め定められる場所（以下、設置場所と呼ぶ。）に教育・研究の促進に必要な支援設備を設置する。

3 設置場所には当該部署より推薦される支援設備管理者を置く。

4 支援設備管理者は支援設備の管理運用を円滑に行なわなければならない。

5 設置場所において、その利用に関する内規を定めることができる。

6 設置場所との連携を円滑に行うため教育研究等支援設備専門部会を置く。

7 教育研究等支援設備専門部会の委員長はセンター長とし、委員は各支援設備管理者、センターの各部門から1名、その他委員長が必要と認められた者若干名とする。

(その他)

第5条 情報基盤に関する外部からの問合せについては、センター長が対応するものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

計算機利用の経費負担に関する細則

第1条

この細則は、総合メディア基盤センター（以下「センター」という。）を利用する者の利用経費について定める。

第2条

利用者は、次項に定める利用区分の別に、第3項に定める利用経費を負担するものとし、歳出予算の振替措置により行うものとする。

2 利用区分及び利用者

(1) 一般研究 本学職員が研究を行う場合及び本学学生が指導教員の承認を得て卒業論文又は学位（博士・修士）論文の作成のため研究を行う場合

(2) 教育実習 本学学生が指導教員の承認を得て計算機実習を行う場合

(3) 事務利用 本学職員が事務処理を行う場合

(4) 受託研究及び共同研究 本学職員と受託研究及び共同研究を行う場合

(5) センター業務 センター職員、実習室責任者その他センター業務に直接関係する本学職員がセンター業務を行う場合

3 計算機等の利用料金

(1) 教育用利用料金

・プリント料金 100円／50枚（印刷可能枚数に上限設定）

・ファイルサーバ使用料 無料（ただし、上限100MB、1講義につき1人1アカウントに限る）

・支払い方法 12月に振り替え、もしくは物納（振り替え、物納の選択はセンターが指定）

(2) 一般用（上記（1）以外）利用料金

・ファイルサーバ使用料 上限 1G 無料（1人1アカウントに限る）

上限 10GB 10,000円／人・課題／年

・支払い方法 12月に振り替え、もしくは物納（振り替え、物納の選択はセンターが指定）

附 則

この細則は、平成20年3月19日から施行する。

■フロアマップ

ラウンジ

共用パソコンや無線 LAN のアクセスポイントを使ったネットワーク利用ができます。また、「学生用インターネット利用環境」のユーザ登録(ネットワーク ID の申請)がラウンジ 2F の共用パソコンで行えます(学生証が必要です)。

- タッチパネル情報端末 (1F)
- 共用パソコン (2F)
- 電子掲示板 (プラズマディスプレイ)
- 無線 LAN アクセスポイント
(利用にはネットワーク ID が必要です)

2F

1F

計算サーバ

プログラミング言語 (C, C++, Fortran95) のコンパイラと数値計算ライブラリに加え、アプリケーションソフトとして MSC Nastran/Patran が使用可能です。

演算サーバ (Sun Fire V890)

- CPU UltraSPARC IV+ 1.5GHz × 8
- メモリ 32GB
- HDD 588GB

フロントエンドサーバ (富士通 PRIMEPOWER 250)

- CPU SPARC64 V 1.98GHz × 2
- メモリ 6GB
- HDD 292GB

御用の際は事務室にお越しく下さい

■ Web サイト

<http://www.imc.kanazawa-u.ac.jp/>



■ 各種問い合わせ先

コンピュータネットワークに関する質問

(076)234-6910 (代表)
jimu@imc.kanazawa-u.ac.jp

各種申請に関する質問

一般事務・会議などに関する質問

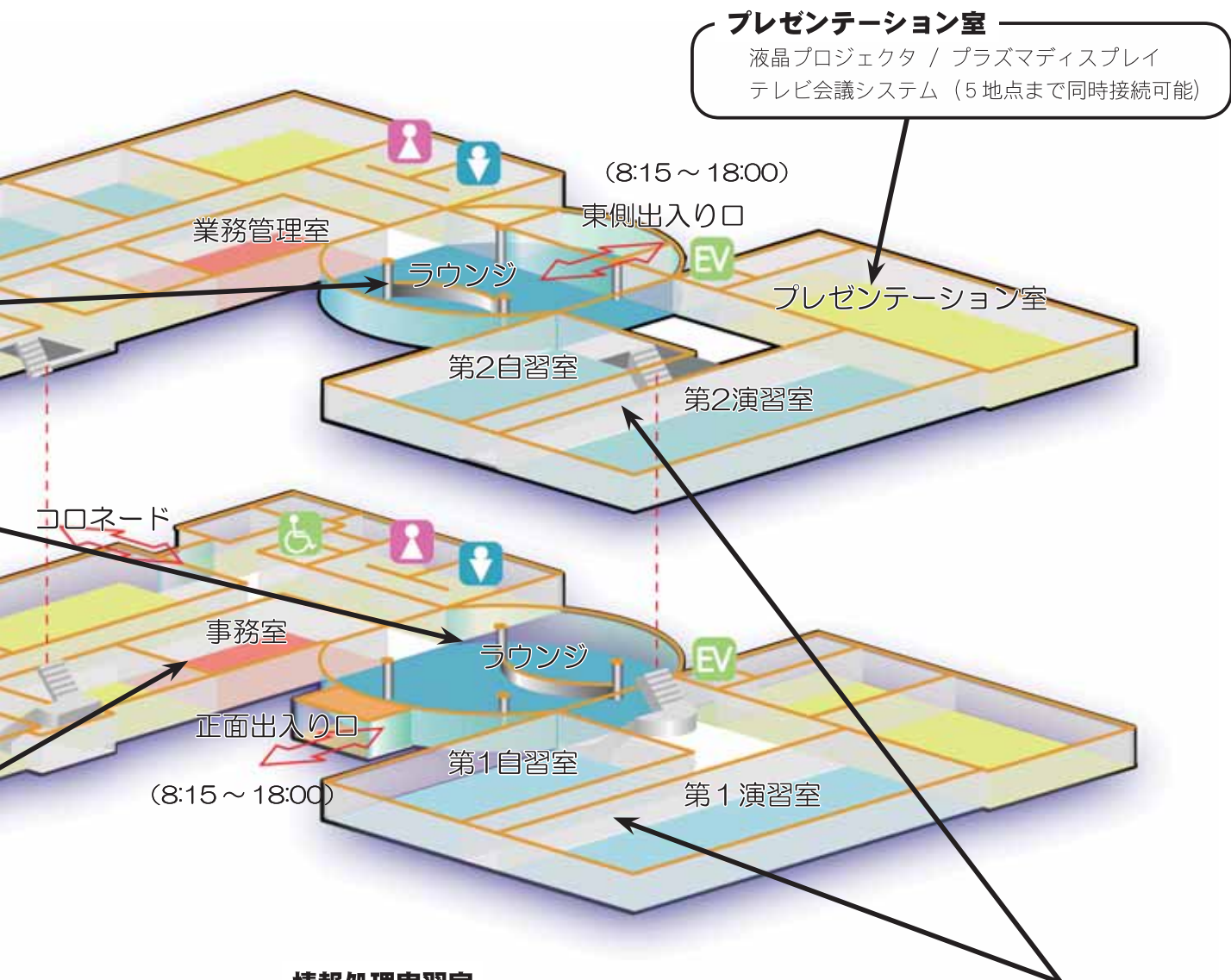
(076)234-6911
jimu@imc.kanazawa-u.ac.jp

e-Learning・IT 教育支援に関する質問

FD・ICT 教育推進室
(アカンサスポータル相談室)
(076)264-5811
e-support@el.kanazawa-u.ac.jp

データベース作成支援に関する質問

(076)234-6916
db-admin@gipc.kanazawa-u.ac.jp



プレゼンテーション室

液晶プロジェクタ / プラズマディスプレイ
テレビ会議システム (5 地点まで同時接続可能)

(8:15 ~ 18:00)

東側出入口

EV

プレゼンテーション室

第2自習室

第2演習室

コロネード

事務室

ラウンジ

EV

正面出入口

(8:15 ~ 18:00)

第1自習室

第1演習室

情報処理実習室

第1・2自習室, 第1・2演習室

第1～第2演習室は、授業専用です。Windows XP または Linux を選択できます (端末62台)。

第1自習室は、持ち込みノート PC が利用できる電源・情報コンセントが備わっています。

また、Macintosh (3台) や Windows Vista (10台) の端末も設置してあります。

第2自習室には、ネットワーク ID でログインできる自習用端末 (48台) が設置されています。

センター以外の実習用端末 (ご利用は各実習室管理部署にご確認下さい。)

自然科学研究科実習室 100台

宝町, 鶴間キャンパス 50台

総合教育棟 25台

■ 利用時間

曜日	時間
月曜日～金曜日	8時30分～20時20分
土曜日	9時～16時50分

(正面及び東側出入口の開錠時間は18:00までです。それ以後はコロネードをご利用下さい。)



金沢大学総合メディア基盤センター

Information Media Center of Kanazawa University

〒 920-1192 石川県金沢市角間町

TEL: 076-234-6910 FAX: 076-234-6918

e-mail: jimu@imc.kanazawa-u.ac.jp

URL: <http://www.imc.kanazawa-u.ac.jp>

K.U.-I.M.C.

INFORMATION MEDIA CENTER OF KANAZAWA UNIVERSITY